



核兵器廃絶の見通しは依然として立たないばかりか、逆に核兵器を巡る状況は複雑化している。核兵器不拡散条約（NPT）上の5核兵器国（中国、フランス、ロシア、英国、米国）及び他の核保有国（インド、イスラエル、パキスタン）は、核兵器の放棄に向けた具体的な措置を講じていないばかりか、核抑止への依存を高め、核戦力の近代化を続けている。2018年10月の米国による中距離核戦力全廃条約（INF条約）脱退宣言も、国際社会に大きな衝撃を与えた。こうした状況に不満を強める非核兵器国は、核兵器禁止条約（TPNW）の策定を主導した。しかしながら、核保有国及び核保有国と同盟関係にある非核兵器国（核傘下国）は署名を拒否しており、条約賛成派と反対派の間の亀裂が深まっている。北朝鮮問題は、前年までの緊張状態から一転して、2018年には米朝／南北首脳会談が開催されるなど外交的解決の期待を高めたが、北朝鮮が完全な非核化という戦略的決断を下したかは分からない。非国家主体による核兵器の取得・使用を含め核テロが生起する可能性も依然として懸念されている。核軍縮、核不拡散、核セキュリティの一層の推進・強化が求められているにもかかわらず、それらに関する取組の多くが停滞を続けている。

こうしたなか、核兵器の廃絶に向けた取組を進めるにあたっては、まずは核軍縮、核不拡散、核セキュリティに関する具体的な措置と、これらへの各国の取組の現状と問題点を明らかにすることが必要となる。これらを調査・分析し、人類史上初の核兵器の惨劇に見舞われた広島から発信することにより、政策決定者、専門家及び市民社会による議論を喚起し、核兵器のない世界に向けた様々な動きを後押しすることが、『ひろしまレポート 2019年版—核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る 2018年の動向』の目的である。

『ひろしまレポート 2019年版』における評価項目及び調査対象国

評価項目 (65項目)	<ul style="list-style-type: none"> ● 核軍縮 32項目（核兵器保有数、国連総会での投票行動等） ● 核不拡散 17項目（NPTへの加盟、IAEAへの協力等） ● 核セキュリティ 16項目（核物質の保有量、関連条約への加入等）
対象国 (36カ国)	<ul style="list-style-type: none"> ● NPT上の核兵器国：中国、フランス、ロシア、英国、米国 ● NPT非締約国：インド、イスラエル、パキスタン ● 非核兵器国：豪州、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、エジプト、ドイツ、インドネシア、イラン、日本、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、サウジアラビア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、シリア、トルコ、アラブ首長国連邦（UAE） ● その他：北朝鮮*

* 1993年及び2003年の北朝鮮によるNPT脱退宣言に対してNPT締約国は同国の条約上の地位に関する解釈を明確にしていな一方で、北朝鮮は2006年、2009年、2013年、2016年（2回）、2017年の計6回にわたって核爆発実験を行い、核兵器の保有を明言しているため、「その他」として整理した。

2018年の核軍縮、核不拡散及び核セキュリティに係る調査対象国の動向（概要）及び評価は以下のとおりである。各分野のグラフは、評価基準（『ひろしまレポート』本編第2部に掲載）に基づき各国の取組や動向を採点した結果を表したものである。

1. 核軍縮

冷戦終結以降、核兵器の数は削減されてきたものの、依然として世界には約1万4,465発（推計）の核兵器が存在し、核保有国は核戦力の近代化を継続している。核軍縮の停滞が続くなか、米露をはじめとする核保有国による核兵器の一層の削減に向けた糸口は見え、2018年10月には米国が中距離核戦力全廃条約（INF条約）からの脱退を宣言した。包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効や兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の即時交渉開始の見通しも立っていない。核兵器の役割低減に係る取組にもほとんど進展はみられず、逆に核抑止への依存を高めつつある。米国が2月に公表した核態勢見直し（NPR）でも、その傾向が示された。

他方、2017年に策定され、核兵器の保有や使用などの法的禁止を定めた核兵器禁止条約（TPNW）の署名／批准国は着実に増加してきた。しかしながら、核保有国及びその同盟国は条約に署名しない方針を明言している。TPNWを推進する多くの非核兵器国と、これに反対する核保有国・同盟国との間の核軍縮を巡る亀裂は深まっている。

（1）核兵器の保有数（推計）

- 総数としては1万4,465発（推計）と減少しているものの、削減のペースは鈍化している。

（2）核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント

- 日本が主導して提案・採択された国連総会決議「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動」に対して英国などが賛成したが、ロシア及び中国などは反対し、フランス及び米国などは棄権した。
- 核軍縮に関する様々な国連総会決議への投票結果は、この問題を巡る核保有国・同盟国と他の非核兵器国の亀裂を示した。

（3）核兵器禁止条約（TPNW）

- 2017年9月に署名開放されたTPNWに対する署名国・批准国は着実に増加しており、2018年末時点で69カ国が署名し、このうち19カ国が批准した。
- 核保有国及び同盟国は、TPNWに反対している。5核兵器国は10月の共同声明の中で、TPNWがむしろ軍縮の進展を一層困難にし得るなどと批判した。

（4）核兵器の削減

- 米露は新戦略兵器削減条約（新START）の履行を継続している。他方で、2021年に失効を迎える新STARTの期限延長問題に関して、合意には至らなかった。
- ロシアによる条約違反を理由として（ロシアは否定）、米国は10月に、INF条約から脱退する意向を表明した。
- 核保有国は核戦力の近代化を引き続き積極的に推進している。米国の低威力核弾頭搭載SLBM開発、ロシアの極超音速ブーストグライド兵器実験は、なかでも注目を集めた。

（5）国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割及び重要性の低減

- 米国は2月にNPRを公表した。具体的な態勢や政策の多くは前政権のそれと重なる一方で、核抑止力の役割を重視することが示唆された。
- 国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割、「唯

一の目的」や先行不使用、消極的安全保証、拡大抑止のいずれについても各国の政策に顕著な変化は見られなかった。

- 米NPRでは、核兵器の使用を検討する極端な状況に、敵の戦略的非核攻撃を挙げた。

（6）警戒態勢の低減、あるいは核兵器使用を決定するまでの時間の最大化

- 核保有国の政策に変化はなく、米露の戦略核兵器も依然として高い警戒態勢の下に置かれている。

（7）包括的核実験禁止条約（CTBT）

- 条約発効要件国のうち、5カ国（中国、エジプト、イラン、イスラエル、米国）の未批准、並びに3カ国（インド、パキスタン、北朝鮮）の未署名が続いている。
- 9月に開催されたCTBTフレンズ外相会合では、条約の発効促進、検証体制強化などと並んで、北朝鮮のCTBT署名・批准に対する要求が改めて確認された。
- 北朝鮮は核実験場の閉鎖を決定し、坑道などを爆破したが、不可逆的に使用不能となったかは不明である。
- 米国は核爆発実験再開までの準備期間を短縮するとした。

（8）兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）

- ジュネーブ軍縮会議（CD）では2018年も、FMCT交渉を開始できなかった。パキスタンは、兵器用核分裂性物質の新規生産のみを禁止する条約の策定に、依然として強く反対している。
- 2016年の国連総会決議に基づき、FMCTハイレベル専門家準備グループが開催された。
- 中国、インド、イスラエル、パキスタン及び北朝鮮は、兵器用核分裂性物質生産モラトリアムを宣言していない。

（9）核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性

- 核兵器国は2018年NPT準備委員会に、核軍縮などに関する各国の実施状況に係る報告を行わなかった。

(10) 核兵器削減の検証

- 米国のイニシアティブで発足した「核軍縮検証のための国際パートナーシップ (IPNDV)」は 2018 年にフェーズ 2 に移行した。兵器の削減についての検証、検証の技術的課題についての議論が進められている。
- 2016 年に採択された国連総会決議に基づいて、核軍縮の促進における検証の役割を検討する国連政府専門家会合が開催された。

(11) 不可逆性

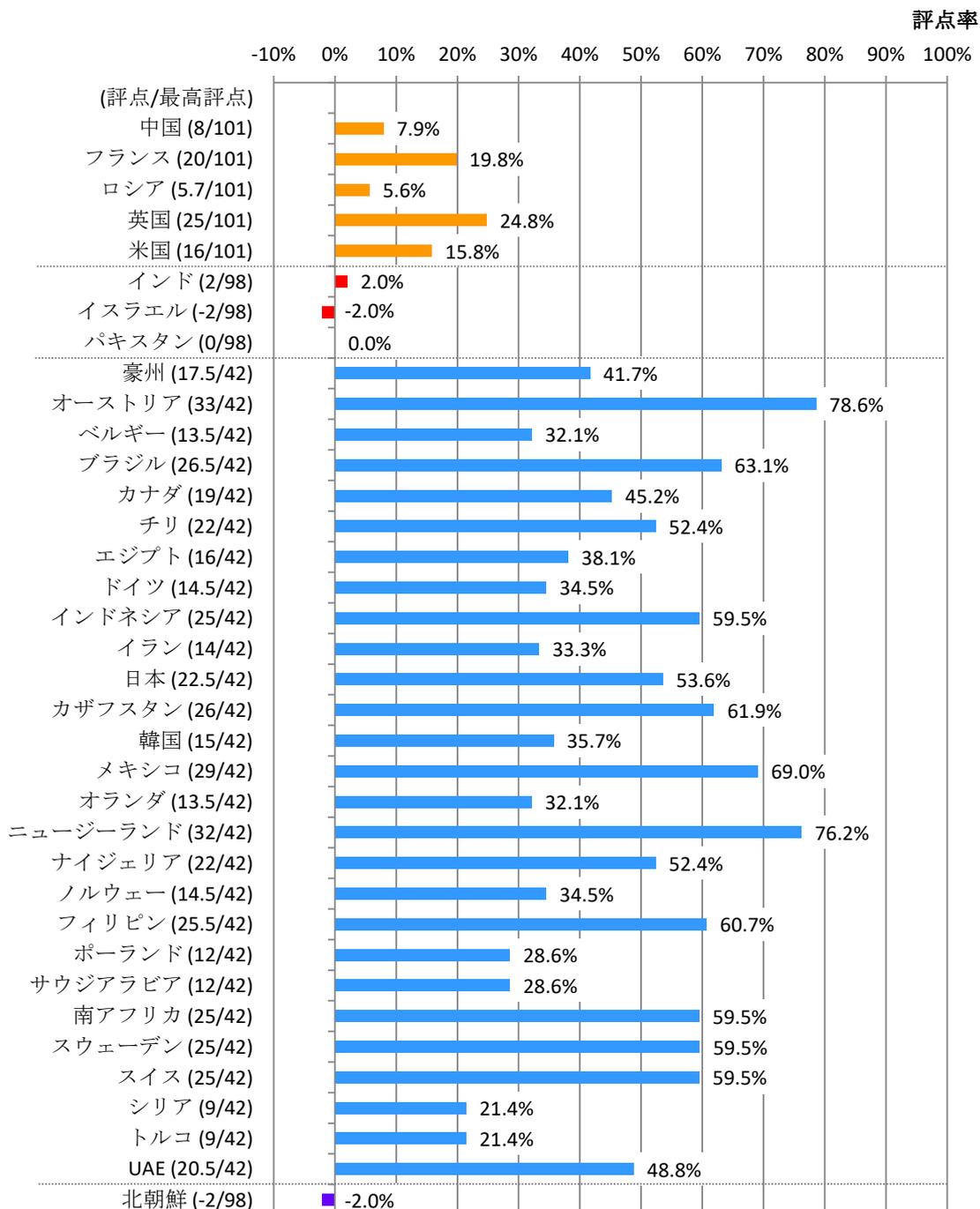
- 米露は部分的ながら、戦略核運搬手段、核弾頭、余剰核分裂性物質の廃棄や転換を継続している。

- 米国では解体核由来のプルトニウムについてトランプ政権がプルトニウムの希釈・処分を模索し、MOX 生産施設建設にかかるプロジェクトを公式に終了させた。

(12) 軍縮・不拡散教育、市民社会との連携

- 日本など西側諸国を中心に軍縮・不拡散教育の実施、あるいは国連総会等でのサイドイベントの開催などを通じた市民社会との連携が行われてきた。
- 核兵器の開発・製造などに携わる組織や企業などへの融資の禁止や、引揚げを定める国が出始めている。

核軍縮



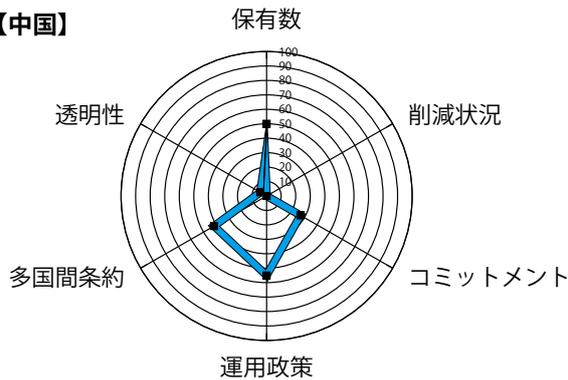
核兵器国による核軍縮の取組状況の6つのポイントによる分析

核軍縮を促進するためには、核兵器国による核兵器の削減や運用政策の変更、核軍縮につながる多国間枠組みへの積極的な関与、「核兵器なき世界」へ向けた取組（コミットメント）の強化、核戦力等に関する透明性向上の推進が不可欠である。これらのポイントについて各核兵器国の取組状況をレーダーチャートで示すと下記のようなになる。中国については、削減への取組及び透明性、フランスについては透明性、ロシア及び米国については核戦力の更なる削減について改善の余地があると言えよう。英国は、全体的にバランスのとれた形で核軍縮に取り組んでいることがうかがえる。

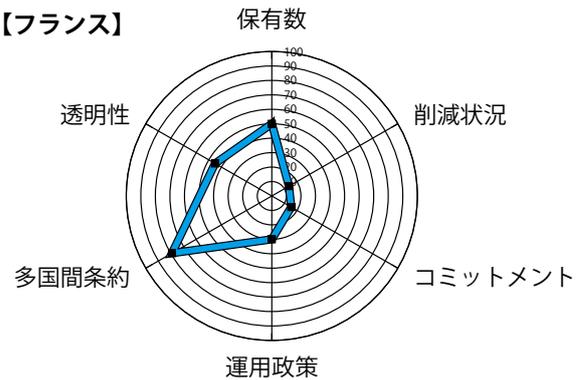
【6つのポイントと評価項目の関係】

6つのポイント	評価項目
核兵器保有数	核兵器の保有数
核兵器削減状況	核兵器の削減状況
「核兵器のない世界」に向けた取組（コミットメント）	核兵器禁止条約、核兵器のない世界に向けた取組、軍縮・不拡散教育・市民社会との連携、広島・長崎の平和記念式典への参列
運用政策	核兵器の役割低減、警戒態勢の緩和
関連多国間条約の署名・批准状況、交渉への対応等	包括的核実験禁止条約（CTBT）、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）
透明性	透明性、検証措置、不可逆性

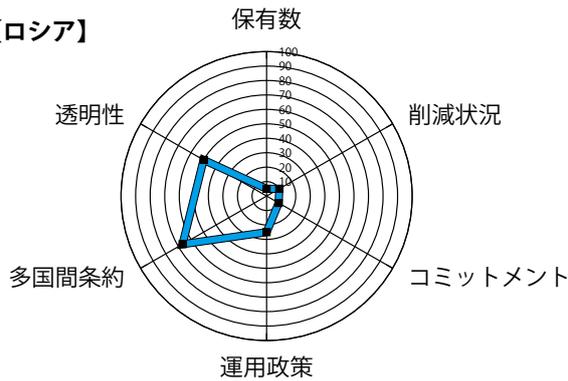
【中国】



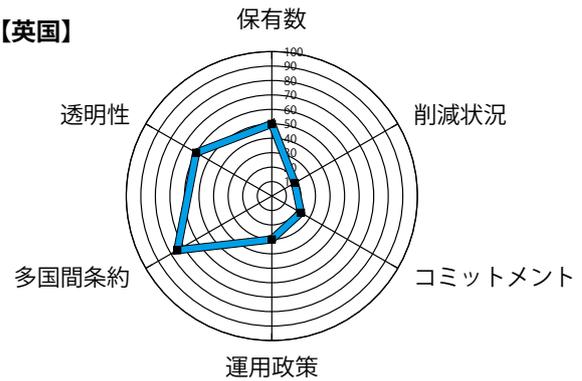
【フランス】



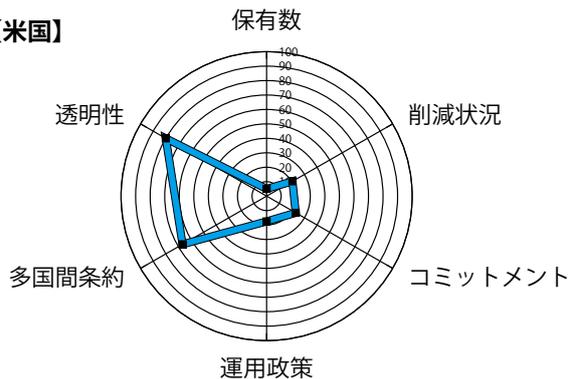
【ロシア】



【英国】



【米国】



2. 核不拡散

NPT の締約国は 191 カ国を数えるものの、核兵器を保有する（とみられる）インド、パキスタン、イスラエルが、非核兵器国として NPT に加入する見通しは立っていない。また北朝鮮は、2018 年の米朝／南北首脳会談で「朝鮮半島の非核化」を確約したが、核兵器を放棄する戦略的決断を下したかは定かではない。イラン核問題に関する包括的共同作業計画（JCPOA）については、米国が離脱を表明したにもかかわらず、現時点ではイランは義務の履行を継続している。

IAEA 追加議定書を締結する国は漸増しているが、依然として 40 以上の非核兵器国が未締結である。イランは JCPOA に基づいて、同議定書発効までの間の暫定的な適用を受諾している。輸出管理に関しては、原子力供給国グループ（NSG）メンバーは、国内体制の整備を含めて概ね着実かつ適切に実施してきた。他方、北朝鮮による不法取引は依然として続いているとみられる。

（1）核不拡散義務の遵守

- 北朝鮮は、2018 年には一転して対話の姿勢を見せ、3 回の南北首脳会談、さらに 6 月には米朝初の首脳会談が開催され、北朝鮮は核・ミサイル実験の停止や「朝鮮半島の完全な非核化」を確約した。他方、国連安保理決議などで求められている「NPT への早期の復帰」に応じておらず、核兵器放棄に向けた具体的な措置も講じていない。
- イランは、E3/EU+3（中、仏、独、露、英、米、欧州連合）と 2015 年 7 月に合意した JCPOA を引き続き遵守した。その検証・監視を行う IAEA もこれを確認している。
- 米国は 5 月に、JCPOA からの離脱と、対イラン制裁の再開を決定した。

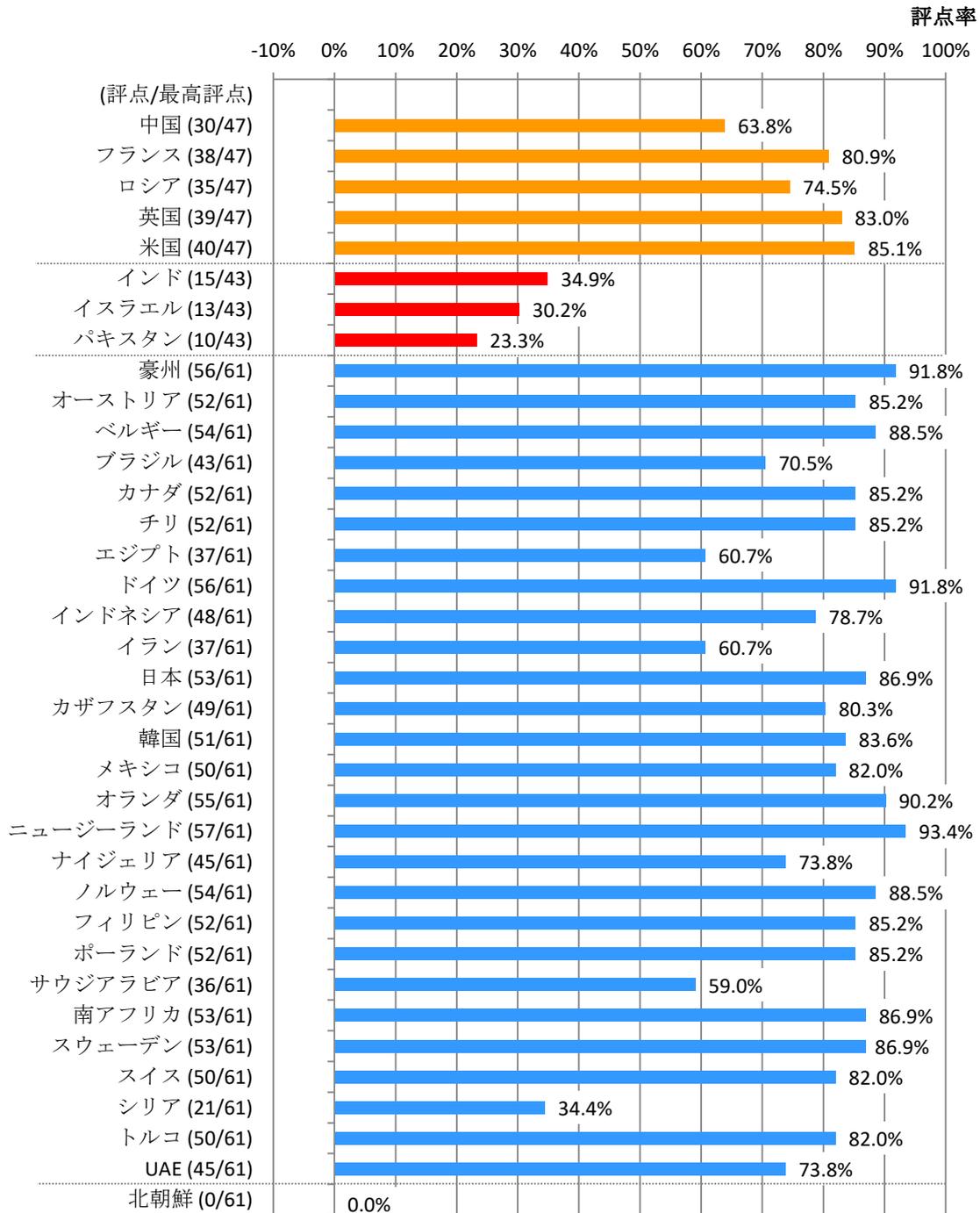
（2）国際原子力機関（IAEA）保障措置

- NPT 締約国である非核兵器国のうち、2018 年末時点で 128 カ国が IAEA 保障措置協定追加議定書を批准した。
- ブラジルをはじめとする一部の非同盟運動（NAM）諸国は、追加議定書による保障措置が NPT 上の義務ではないと主張している。
- イランは保障措置協定及び JCPOA の履行に関して IAEA の検証・監視活動を受諾している。また追加議定書の暫定的な適用を受諾し、補完的アクセスも実施された。
- IAEA は「国レベルの保障措置概念（SLC）」の検討を続けている。また IAEA は 2017 年末時点で、65 カ国に対して統合保障措置を適用した。
- 英国は 2019 年の 3 月の欧州連合（EU）脱退予定に伴い欧州原子力共同体（EURATOM）からも脱退することになるが、2018 年 6 月に IAEA と新たな保障措置協定および追加議定書に署名した。

（3）核関連輸出管理の実施

- NSG メンバーは、国内体制の整備を含めて概ね着実かつ適切に輸出管理を実施してきた。これに対して、途上国を中心に制度・実施の強化が必要な国も少なくない。
- 北朝鮮は、核関連品目などの違法調達・不法取引を継続していると報じられている。
- インドを巡って NSG メンバー国化に関する議論が続いているが、合意には至っていない。NPT 非締約国であるインドとの民生用原子力協力については、より積極的な推進を目指す国、インドに核軍縮・不拡散に係る一定の明示的な義務の受諾を求める国、あるいは反対する国と立場が分かれている。
- 中国はパキスタンへの原子炉の輸出を進めているが、NSG ガイドライン違反が指摘されている。

核不拡散



3. 核セキュリティ

2018年は核セキュリティを主たるテーマとする国際的フォーラムが開催されない「狭間の年」であり、全般に核セキュリティに関する透明性や情報発信は限定的なものに留まった。こうしたなか、核軍縮や核不拡散との並びで、多国間での核セキュリティのあり方を見直そうとする議論や、改正核物質防護条約とその枠組みをグローバルな核セキュリティ強化の文脈で活用すべきといった提案も散見された。核セキュリティに係るIAEAの役割も顕著に増大しており、関連する様々な地域ワークショップや会合が開催された結果、多くの関心国がこれに参加し、持続性ある核セキュリティへの取組を進める上で重要な成果が垣間見えた。他方、様々な事案を通じて、ドローンを用いた妨害破壊行為やサイバー攻撃、内部脅威といった核セキュリティ上の懸案事項に各国が引き続き優先順位を高めて対処する必要があることも浮き彫りになった。高濃縮ウラン（HEU）やプルトニウムが存在しない地域も漸増しており、関連する諸条約の加盟なども着実な成果が見て取れる一方、拡散懸念国など一部の調査対象国では、核セキュリティに関する情報発信が全くなされない状況が続いており、関心の低下が懸念される。

（1）核物質及び原子力施設の物理的防護

- 調査対象国の3分の1以上が、テロリストにとって魅力的な核分裂性物質を保有する一方、南米、中央ヨーロッパ及び東南アジアは、これらリスクのある核物質の存在しない地域になり、こうした取組に参加する国の数も漸増している。

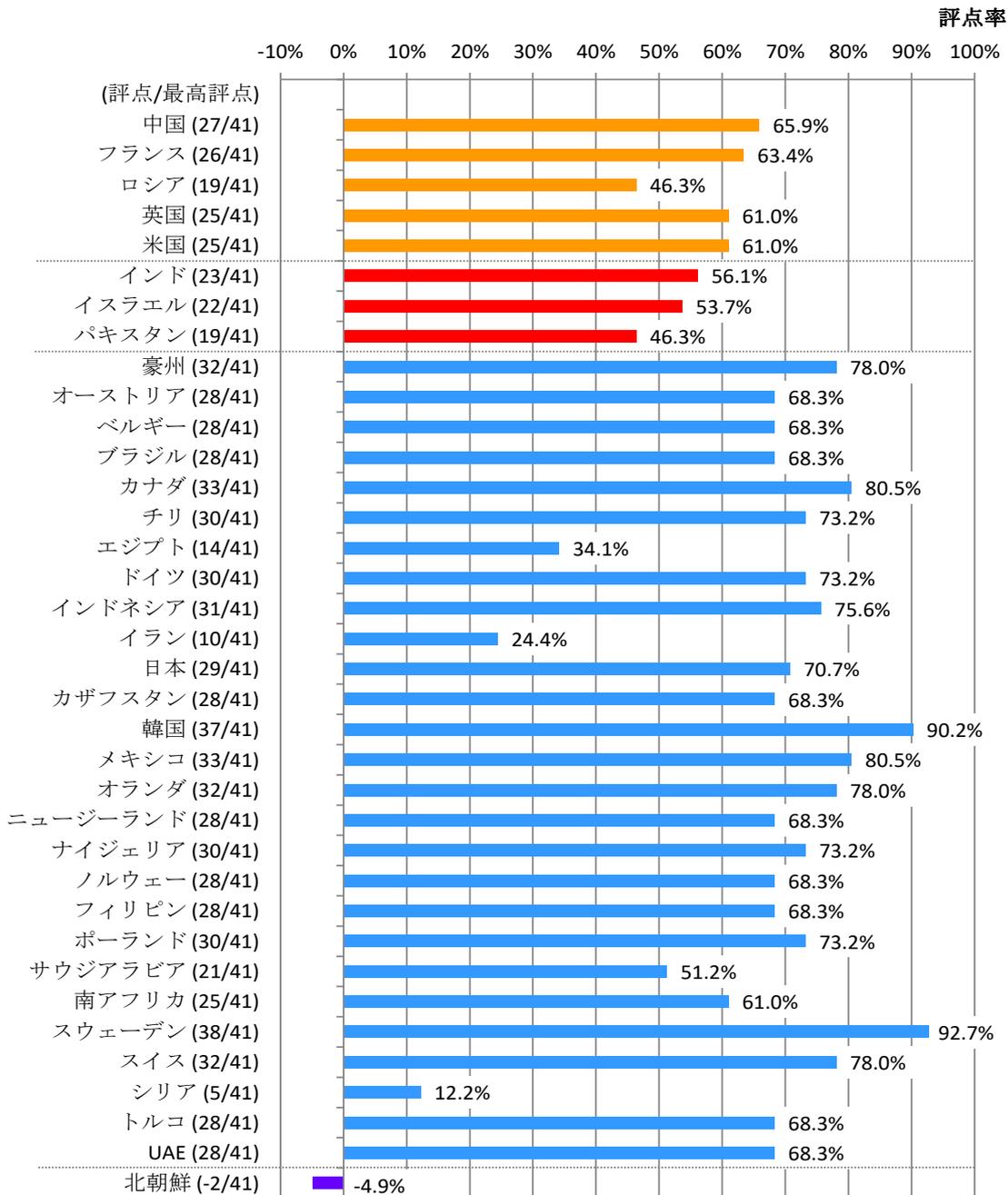
（2）核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入、国内体制への反映

- 大半の調査対象国は、核セキュリティや原子力安全に係る諸条約に既に加入しており、2018年にはシリアやメキシコで条約批准が進む成果が見られた一方、イランや北朝鮮の加入は依然、進展のない状況にある。
- 2016年に発効した改正核物質防護条約とその枠組み、特に同条約の2021年の運用検討会議の活用のあり方に期待と注目が集まった。
- 刊行から8年が経過した「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」（INFCIRC/225/Rev.5）の導入に直接言及した情報発信は減少傾向にあるが、法令整備の領域では複数の調査対象国で勧告関連措置の導入について、新たな声明が発せられた。

（3）核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組

- 「地球的規模脅威削減イニシアティブ（GTRI）」をはじめとする各種の取組の成果として、民生利用におけるHEUやプルトニウム在庫量の削減、HEU研究炉の転換、余剰HEUや使用されなくなった高レベル放射線源の撤去などの進展があった。
- 核セキュリティに係るIAEAの取組で特に注目されてきた「国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）」をはじめとするIAEAの国際評価ミッションやフォローアップミッションの受け入れは地道に進んでいる。
- IAEAに加えて、「核鑑識に関する国際技術ワーキンググループ（ITWG）」や、「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（GICNT）」が多数のワークショップや演習を実施しており、なかでも核鑑識分野での共同演習や多国間協力プロジェクトの立ち上げが注目された。
- 核セキュリティの中心的拠点（COE）が世界各地に設置された結果、域内外へのキャパシティビルディング協力や核セキュリティ訓練・支援が活発化した。核セキュリティ支援センターネットワーク（NSSC Network）や国際核セキュリティ教育ネットワーク（INSEN）を通じた情報やベストプラクティスの共有も継続的に進められている。

核セキュリティ



『ひろしまレポート』について——『ひろしまレポート 2019 年版—核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る 2018 年の動向』は、広島県平成 30 年度「ひろしまレポート作成事業」の成果物であり、(公財)日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センターが受託し、調査・執筆を行った。広島県が平成 23 年に策定した「国際平和拠点ひろしま構想」に基づく事業である『ひろしまレポート』は、日本語及び英語で作成され、平成 25 年より毎年刊行され、今回で 7 度目の発表となる。

発行：広島県

〒 730-8511 広島県広島市中区基町 10-52
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/peace/>
 chiheiwa@pref.hiroshima.lg.jp

編集：公益財団法人 日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 3-8-1 虎の門三井ビル 3 階
<http://www.cpdnp.jp/>
 cpdnp@cpdnp.jp